

制定見送りへ

平成 29 年 12 月の議会改革特別委員会設置後、さまざまな議論を重ね、平成 31 年 1 月からはパブリックコメントを実施し、条例（案）を作成してきました。

ここでは、これまでの議会基本条例制定に向けた検討経過をお知らせします。

■平成 29 年 12 月 19 日

議員全員（議長除く）で構成する議会改革特別委員会を設置

■平成 30 年 1 月 25 日

議会改革特別委員会内に、議会基本条例に関する小委員会を設置

■平成 30 年 1 月 25 日

第 1 回議会基本条例に関する小委員会を開催し、議会基本条例（素案）を検討

■平成 30 年 12 月 18 日

議会改革特別委員会へ議会基本条例（素案）を報告

■平成 31 年 1 月 28 日～2 月 26 日

パブリックコメント（意見募集）を実施
意見を提出された方 3 人、意見の数 5 件

いただいた意見やそれに対する市議会の考え方については、市公式ウェブサイトで公開しています。

貴重なご意見をいただき、
ありがとうございました。

■平成 31 年 3 月 14 日

第 19 回議会基本条例に関する小委員会を開催し、最終報告（案）を検討

■平成 31 年 3 月 14 日

議員発議により別の議会基本条例案が提出

■平成 31 年 3 月 15 日

議会基本条例に関する小委員会から議会改革特別委員会へ最終報告があったが、小委員会案の本会議への上程見送りを決定

上記のように検討をしてきましたが、仮に議会改革特別委員会で議論してきた議会基本条例を上程した場合、議会のルールを規定する 2 つの条例が競合し、それを審議することはこの条例の性質上、好ましくないとの判断に至り小委員会案は提出を見送りました。

議会基本条例

平成31年3月14日 議会基本条例に関する小委員会で議論してきた議会基本条例（素案）とは別の議会基本条例案が議員より発議第2号として提出されました。審議内容は記載のとおりです。

主な質疑

問 何を参考にし、どのようなコンセプトか。

加藤 正 私が勉強した中で、一番いいところを選択し、市民がわかりやすい条例というコンセプトのもと作った。

問 愛知県議会基本条例をコピーしたものを、あま市議会の基本条例とすることにどうお考えか。

加藤 正 愛知県議会基本条例が一番合致していると思っている。

問 特別委員会での議論を無視して個人で出された意図は。

加藤 正 地方自治法および会議規則の規定により提出した。

討論(要旨)

【反対討論】

山本雄一 この基本条例は、議会改革特別委員会において議論している素案とは別のものである。私は小委員会のメンバーとして、15回以上、数カ月をかけて議論を重ね、今の形を作りあげて来た。

一方、本議案は3月14日に提出されたばかりであり、議論を十分にすることができないため、反対する。

足立詔子 本議案は、条例や規則、規定など議会運営のルールとの整合性を確認できていない。開かれた議会としては、あらかじめ市民に公開する必要がある。議会基本条例は、市民に対してわかりやすいルールでなければならず、

議会として議論を重ね、議会の総意として提案すべきであり、反対する。

山内隆久 議会基本条例は、議会改革特別委員会を設置し、その中の小委員会で検討を重ね、議会の議論の手續きに基づいて制定が目指されてきた。

しかし、今回の発議による基本条例は、こうした手續きによらずこつぜんと提出された。発議は議員の権利なので否定しないが、議会基本条例制定の小委員会に参加してきた者として、驚きを禁じ得ない。この発議は、議論の手續きを踏んでおらず、パブリックコメントなど市民への広聴努力も行われていないため、反対する。

野中幸夫 全ての議員が議論に参加した議会基本条例は、特別委員会が責任を持って本会議に上程し、成立させることはで

きなかったが、議論してきた中身は、財産として今後に残ると思う。

一方で、今回の議会基本条例は、きょう初めて中身を知った。議会や議員の活動原則を定め、議会が市民の負託に応え、市民の福祉の向上、公正で民主的な市政の発展を目的とするのであれば時間をかけて住民にも知らせ、議員一人一人が身につけていくものだが、この点があまりにも不足している。民主主義の基本は議論を重ねることでもあり、反対する。

横井敏夫 議会基本条例は、議会が市民に議会のあるべき姿を示すものであり、個人的に提出されることは本来あり得ない。また、その性質上、賛否を競うものでないことから、小委員会で作成した条例は今回提出されていない。さらに、基本条例の理念から考えると、パ

ブリックコメントなど市民意見を聴取することは必須である。この発議には、基本条例として本来備わっていないなければならない要件が全く認められず、反対する。

【賛成討論】

吉川景男 あま市議会の基本理念を明らかにし、議員の責務および役割、議会の役割および議会運営の原則、住民と議会との関係、市長その他の執行機関と議会との関係など、議会に関する基本的な事項が定められている。議会が住民の負託に応え、住民福祉の向上および市勢【注】の発展に寄与することを目的としており、賛成する。

【注】市勢：人口・産業・経済などから見た市の情勢。

採決結果

賛成少数により、否決。

懲罰特別委員会の設置

3月22日の定例会において侮辱を受けたとして、地方自治法第133条の規定により、加藤正議員から議員8名に対する処分要求書が提出されました。同日、処分要求の件をただちに日程に追加し、議題として審議しました。提出者の提案理由の説明、対象議員の一身上の弁明の後、懲罰特別委員会を設置し、当該案件を付託し、審査することが可決されました。

これに続き、懲罰特別委員会が開催され、委員長に横井敏夫委員、副委員長に足立詔子委員を互選しました。委員会では懲罰を科すべきでないとして決定され、本会議での委員長報告の後、採決の結果、当該報告のとおり決しました。

処分要求(要旨)

3月22日の定例会において、発議第2号、議案基本条例案提出の際、賛成者であるにもかかわらず、採決時に賛成しなかったこと、または退席したことが私への侮辱、ひいて言えば議会への侮辱に当たると思うので、議会の公正な判断を求め、処分を要求する。

結果

賛成多数により懲罰を科すべきでないとして決定。(処分結果および賛否については18ページから19ページに掲載しています。)

議員研修会

- 研修日 平成31年1月30日(水)
- 演題 住民福祉の向上へ貢献する議会活動
- 講師 中村 健氏
(早稲田大学マニフェスト研究所事務局長・一般社団法人地域経営推進センター代表理事)



「住民福祉」とは、住んでいる方が不安なく安心して暮らせる状態を作ることであり、「地域の課題を解決しないと人はいなくなる」という言葉が胸に響きました。

建設産業委員会 視察研修

- 視察日 平成31年1月18日(金)
- 視察先 日光川水閘門すいこうもん(飛島村大字梅之郷)
- 目的 新しい日光川水閘門の視察

愛知県海部建設事務所排水機場管理課の職員から完成した水閘門の説明を受け、現地を確認しました。

この水閘門は、従来の水閘門の老朽化の進行とともに、近年発生が危惧される南海トラフ地震などの大地震により機能を損なう恐れがあることなどから新しい水閘門の工事が進められ、平成30年3月に完成しました。日光川流域の住民を水害から守る防災の要として設置されています。



24時間体制で監視しています。



新しい日光川水閘門を視察しました。